

# 船舶職員定期健康診断業務仕様書

## 1 目的

船舶職員の健康保持に必要な健康診断及び特別定期健康診断について、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第20条及び同条第2項に基づき実施するものである。

## 2 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
（航海日程の都合上、昨年度は5～8月、10～1月に集中して受診。）

## 3 健康診断の種別

- (1) 一般定期健康診断
- (2) 特別定期健康診断
- (3) 情報機器作業従事職員健康診断

## 4 実施場所

請負医療機関内  
（但し、晴海埠頭から受診場所まで公共交通機関（徒歩含む）を利用して、片道1時間以内（東京23区内に限る）であること。）

## 5 各健康診断の検査項目、予定数量、実施時期等

別紙のとおり

## 6 健康診断の実施方法

- (1) 定期健康診断については、原則平日（月～金）での実施とする。
- (2) 受診票の作成にあたっては、前年度の健診結果を記載すること。
- (3) 受診票は検体容器とともに、船舶単位に仕分けして、健康診断に支障が生じないよう事前に納品すること。
- (4) 検査の際は、受注者側で受付責任者及び案内係を配置し、受診者の誘導その他に配慮し、滞りなく実施すること。
- (5) 検査機材、その他必要な物品については、受注者が準備すること。  
また、健康診断会場は、健診実施当日までに受注者が設営すること。
- (6) 検査会場の運営については、プライバシーへの配慮をできる限り行うこと。
- (7) 健康診断を実施する場合にあっては、医師1名の他、実施予定日数及び受診予定数量に応じ、必要な人員を配置すること。
- (8) 撮影したエックス線フィルム及び眼底フィルムについて撮影ぶれ若しくはその他

の理由により判読できないときは、再度撮影して読影を行うものとする。

## 7 「健康管理医」について

健康診断実施医療機関の医師を、水産庁船舶職員の健康管理医として委嘱するものとする。

健康管理医においては、検査の結果に対する指導区分を決定し、指導区分の結果を提出すること。

## 8 健康診断結果報告

(1) 健康診断結果は、健診終了後（特別定期健康診断は各期終了後）3週間以内に（2）及び（3）により報告すること。

ただし、緊急に精密検査、治療を要する異常所見があった場合には、健診後1週間以内に報告書と異常所見に係る健診結果資料を、担当者あて報告すること。

(2) 健康診断結果報告書

①個人結果票（本人返却用） 1部

個人ごとに封入、封緘し、氏名及び船舶名を明記のうえ、船舶単位に仕分けしたものを。

②個人結果票（保管用） 1部

船舶順に並べたもの。（封入不要）

③連名形式の結果票 1部

40才以上と39才以下に2分し、それぞれを船舶順に並べたもの。

④健康診断結果データ（電子媒体）

CSV形式で電子ファイルにより納品（未受診者名簿含む）すること。

(3) 健康診断結果資料

胸部・胃部エックス線フィルム、眼底フィルム及び心電図については、管理しやすいよう番号順に並べて保管し、受注者で5年間保管することとし、5年経過後は速やかに廃棄すること。なお、保管中のフィルムが必要になり、担当者から連絡が合った場合は速やかにそのフィルムを提出すること。

(4) 過去5年分のデータを保管し、競争により本契約を他医療機関が受注した場合には、無償で電子データを提供すること。

(5) 英文での個人別結果票が必要となり、担当者から連絡があった場合は、速やかに提出すること。

## 9 費用請求

請求書提出の際には、事前に担当者で協議すること。

## **10 遵守事項**

受注者は、法令に定める資格を有する業務については、有資格者を確保して実施するものとし、関係法令に基づき適正に行うこと。

## **11 事故防止と補てん**

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、事故及び災害の防止に万全を期すこと。

なお、万一、受注者の管理責任に基づく事故が生じたときは、受注者において、賠償、修繕及び弁償すること。

## **12 その他**

- (1) 「受診票年齢」及び「検査項目別受診対象年齢」は、全て令和4年3月31日現在とする。
- (2) 業務上知ることのできた個人情報等について秘密を漏らしたり、又は他の目的に使用してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、担当者と協議の上決定するものとする。

## 1. 一般定期健康診断

検査区分、検査項目等		予定数量 (年間)	対象職員	検査方法等
(1)	問診 (既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無の検査)	130	全職員	既往歴は、服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む。
(2)	身体測定			
	身長、体重、腹囲、肥満度	130	全職員	
	聴力検査	100	全職員(機関部全職員を除く)	簡易法
	肺活量	130	全職員	バイタル又はスパイロメーター又は同等のもの
	握力	130	全職員	
(3)	視力検査	130	全職員	
(4)	血圧関係			
	① 血圧測定	130	全職員	血圧計
	② 眼底検査	70	40歳以上及び30歳～39歳の希望者	無散瞳カメラ方式/片眼
(5)	心機能関係			
	心電図検査	100	35歳以上及び30歳～34歳の希望者	心電計は12誘導
(6)	胸部関係			
	① 胸部X線直接撮影	130	全職員	大角判
	② 喀痰細胞診検査	40	40歳以上及び40歳未満の希望者のうち問診による該当者	
(7)	胃部関係			
	胃部X線直接撮影	100	40歳以上及び30歳～39歳の希望者	胃6枚、食道1枚、透視診断含む
(8)	尿検査			
	糖、蛋白、潜血	130	全職員	
(9)	血液関係	130	35歳、40歳以上及び希望者	
	① 血糖検査(BS)			
	② 脂質検査(LDL-cho,HDL-cho,TG)			
	③ 貧血検査(RBC,Hb)			
	④ 肝機能検査(AST,ALT,γ-GTP)			
	⑤ 痛風検査(UA)			
	⑥ 血清検査			
	(a)梅毒			TPHA, RPR
	(b)HBs抗原			MAT法
(10)	大腸がん検査			
	免疫学的便潜血反応検査	100	35歳以上及び30歳～34歳の希望者	原則2日法
(11)	石綿検査		希望者	
	① 問診、診察	80	項目(6)①受診者	項目(6)①受診者の場合、項目(6)①の撮影結果を利用して診断する
	② 問診、診察、胸部X線直接撮影	30	項目(6)①未受診者	

## 2. 特別定期健康診断

検査区分、検査項目等	予定数量 (年間)	対象職員	検査方法等
(1) 甲板部		甲板部全職員	
① 自覚症状等の検査 (業務の経歴、有機溶剤による健康障害の既往歴、自覚症状、他覚症状)	130		
② 肝機能検査(AST、ALT、 $\gamma$ -GTP)	130		
③ 貧血検査(RBC、Hb)	80		
④ 尿検査 ・尿中有機溶剤代謝物(尿中メチル馬尿酸、尿中馬尿酸) ・尿蛋白	130		
(2) 機関部		機関部全職員	
① 自覚症状等の検査 (業務の経歴、有機溶剤による健康障害の既往歴、自覚症状、他覚症状)	100		
② 肝機能検査(AST、ALT、 $\gamma$ -GTP)	100		
③ 貧血検査(RBC、Hb)	60		
④ 尿検査 ・尿中有機溶剤代謝物(尿中メチル馬尿酸、尿中馬尿酸) ・尿蛋白	60		
⑤ 聴力検査	100		オーディオメーター使用 (1000Hz、4000Hz)
(3) 司厨部		司厨部全職員	
① 自覚症状等の検査(頭痛、神経痛等)	40		
② 腸内細菌検査(検便:赤痢、サルモネラ、O-157)	240		
③ 寄生虫卵の有無(検便による)	40		
④ 皮膚の検査(洗剤による皮膚の炎症)	40		
⑤ 腰部の機能検査(腰痛)	40		

注:項目(3)②以外の第1回は、一般定期健康診断時に実施。

## 3. 情報機器作業従事職員健康診断

検査区分、検査項目等	予定数量 (年間)	対象職員	検査方法等
(1) 問診票による事前審査	130	全職員	
(2) 自覚症状の検査	10	問診票による該当者	
(3) 眼の検査 (視力、屈折、眼位、調節機能検査)	10		
(4) 筋骨格系検査 (上肢の運動機能、圧痛点の検査)	5		